

仙台青葉学院短期大学 除籍及び復籍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第18条に規定する学生の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍日)

第2条 除籍日は、学則第18条第1項各号に掲げる事由の区分に応じ、次のとおり定めるものとする。

	事由	除籍日
第1号	第6条に定める在学期間を超えた者	在学期間の満了日
第2号	第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者	休学期間の満了日
第3号	授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者	本学納付金規程に基づき学長が定める日
第4号	死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者	学長が定める日

(除籍予告通知)

第3条 学科長は、学生が前条の表事由の欄の第1号から第3号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該学生に対し適正な指導を行った上で、学長に対し報告しなければならない。学長は、概ね1箇月前までに、学生及び学生の保証人（保護者等）に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

2 学長は、学生が前条の表事由の欄の第4号に該当する場合は、速やかに除籍の手続を行うものとする。

3 第1項の通知は、学則第18条第1項各号に掲げる事由の区分に応じ、次の各号に定める様式に基づき行うものとする。

(1) 学則第18条第1項第1号、第2号、第4号 様式第1号

(2) 学則第18条第1項第3号 様式第2号

(除籍の決定)

第4条 学科長は、前条第1項の予告通知が発せられた場合は、当該学生の除籍について教授会及び運営協議会に諮るものとする。

2 学長は、教授会及び運営協議会の審議を参考として除籍について決定し、学生及び学生の保証人（保護者等）に対し、除籍の通知をするものとする。

3 前項の通知は、様式第3号に基づき行うものとする。

4 学則第18条第1項第3号により除籍された者の各種証明書は、所定の授業料を納めた後に発行する。

(復籍の決定及び取扱い)

第5条 学科長は、第2条の表事由の欄の第3号又は第4号の事由により除籍が決定した者の除籍事由が消滅し、除籍の日の翌日から起算して3年以内に本人（第4号の事

由による場合は、保護者等代理人を含む。)が保証人(保護者等)とともに復籍を願い出た場合は、当該学生の復籍について教授会及び運営協議会に諮るものとする。

- 2 学長は、教授会及び運営協議会の審議を参考として復籍について決定し、学生及び学生の保証人(保護者等)に対し、様式第4号に基づき復籍の通知をするものとする。
- 3 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。
- 4 復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。
- 5 復籍の決定を受けた学生が就学を希望しない場合は、学則第17条に定める退学の許可を得なければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

青葉第 号
平成 年 月 日

様

仙台青葉学院短期大学
学 長

除籍の予告について（通知）

下記のとおり、仙台青葉学院短期大学学則に定める除籍の事由に該当する見込みですので通知します。

記

- 1 学生の所属学科・氏名（学籍番号）
- 2 除籍の理由
仙台青葉学院短期大学学則 第18条第1項第 号該当
- 3 除籍予定年月日
平成 年 月 日

青葉第 号
平成 年 月 日

様

仙台青葉学院短期大学
学 長

授業料未納に伴う除籍の予告について（通知）

平成 年度の授業料について、平成 年 月 日現在、完納されておられません。
平成 年 月 日までに全額納付されない場合には、仙台青葉学院短期大学学則に基づき、除籍の手続きを取ることとなりますので通知します。
なお、この通知書と行き違いに授業料を納入されている場合には、ご容赦ください。

記

- 1 学生の所属学科・氏名（学籍番号）
- 2 未納金額
- 3 除籍の理由
仙台青葉学院短期大学学則 第18条第1項第3号該当
- 4 その他
除籍された場合でも、未納分の授業料については納入していただくこととなっておりますので、ご了承ください。

様式第3号（第4条関係）

青葉第 号
平成 年 月 日

様

仙台青葉学院短期大学
学 長

除籍通知書

仙台青葉学院短期大学学則に基づき、下記のとおり除籍したので通知します。

記

- 1 学生の所属学科・氏名（学籍番号）
- 2 除籍の理由
仙台青葉学院短期大学学則 第18条第1項第 号該当
- 3 除籍年月日
平成 年 月 日
- 4 その他
除籍された場合でも、未納分の授業料については納入していただくこととなっておりますので、ご了承ください。

様式第4号（第5条関係）

青葉第 号
平成 年 月 日

様

仙台青葉学院短期大学
学 長

復籍通知書

仙台青葉学院短期大学学則に基づき、下記のとおり復籍したので通知します。

記

- 1 学生の所属学科・氏名
- 2 除籍の理由
仙台青葉学院短期大学学則 第18条第1項第 号該当
- 3 復籍年月日
平成 年 月 日
- 4 復籍年次
年次 期
- 5 その他
復籍後に就学される場合は、所定期日までに所定の学費等の納入をお願いいたします。
復籍後に就学されない場合は、速やかに退学手続きをお願いいたします。